

市有財産（沼津市片浜地区センター）への 飲料用自動販売機の設置に関する募集要領

令和7年6月

問合せ先

沼津市御幸町16番1号 沼津市役所2階

沼津市 政策推進部 地域自治課

電 話 055（934）4716

URL = <https://www.city.numazu.shizuoka.jp/>

入札による市有施設の貸付けの概要

沼津市有施設における飲料用自動販売機の設置について一般競争入札を実施いたしますので、参加される方は、本募集要領及び入札心得書を御確認のうえ、お申込みください。

1 貸し付ける物件

入札により飲料用自動販売機の設置をするために賃貸する市有施設は、次のとおりです。
詳細については、別添の物件調書をご覧ください。

物件番号	自 7 - 1
所在地	沼津市大諏訪 46-1
貸付場所	沼津市片浜地区センター 1 階
設置台数	1 台
貸付面積	1. 6 m ²
年間の固定額	年間の固定額 19, 499 円 (税抜)
入札による 売上金額に対する 最低貸付料率	10%
販売種目	飲料 (缶・ペットボトル)

※使用済容器の回収ボックスの設置面積を含みます。

販売種目の販売価格については、入札参加者の定価としてください。

2 入札参加者の資格

入札心得書第 3 (入札参加資格) の要件を全て満たす者に限り、入札に参加することができます。入札参加資格をよく確認の上、お申込みください。

3 契約に当たっての主な条件

(1) 貸付契約の内容

本貸付契約は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づくもので、庁舎等の建物の貸付けについては借地借家法 (平成 3 年法律第 90 号) 第 38 条による定期建物賃貸借契約であり、土地の貸付けについては民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 601 条による賃貸借契約となります。

3 (2) の貸付期間満了時において契約の更新及び当該期間の延長は行いません。賃貸借期間満了の 1 年前から 6 か月前までの間に、契約期間の満了により賃貸借が終了する旨を書面により通知します。

【沼津市片浜地区センターの開庁日及び時間】

火曜日から日曜日 午前9時00分から午後9時00分

(月曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の翌日、及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)は閉館日)

(2) 貸付期間

令和7年9月1日(月)から令和10年8月31日(木)まで

(3) 貸付物件の用途指定

飲料用自動販売機設置運営事業の用途に供さなければなりません。

(4) 禁止事項

次に掲げる行為はできません。違反した場合は、契約解除事由となります。

ア 飲料用自動販売機設置運営事業以外の用途で使用する事。

イ 貸付物件に工作物を設置すること。

ウ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。また、貸付物件を第三者に転貸すること。

エ 貸付物件に設置した自動販売機において酒類又はその類似品を販売すること。

(5) 災害対応

災害時に自動販売機内の商品を無料で提供できる災害対応型の機種としてください。

(6) 環境配慮

ノンフロンを冷媒として採用した機種、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種の設置に努めてください。

(7) 安全対策等

ア 転倒防止「自動販売機の据付基準」(JIS規格)を順守した措置を講じてください。

イ 自動販売機の衛生管理及び感染症対策については、関係法令を順守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行なうものとします。

(8) 使用済み容器の回収

ア 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた、使用済容器のプラスチック製又は金属製の回収ボックスを必要数設置し、回収ボックスに収納された容器等は自社、他社製品、持ち込みを問わず設置事業者の責任で回収処分してください。

イ 回収した使用済容器については、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律112号)など関係法令に基づいて適切に処理してください。

(9) 自動販売機の管理運営

ア 設置事業者は、商品補充、金銭管理等について責任をもって行い、自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行ってください。

イ 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については、設置事業者の責任において対応するよ

う営業所の名称、所在地、電話番号等の連絡先を明確に表示してください。

ウ 自動販売機の汚損、毀損、故障等について、原因が市の責めに帰することが明らかな場合を除き、市は責めを負わないものとします。

(10) 売上報告書の提出

貸付物件に係る自動販売機の売上状況は、1 か月ごとに取りまとめ、翌月の 10 日までに、売上報告書を提出してください。

(11) 必要経費

ア 自動販売機及び容器回収ボックスの設置並びに撤去、原状回復等に要する工事費、移転費、維持管理費等にかかる一切の費用は、設置事業者の負担とします。

イ 電気料金等の光熱水費については、設置事業者の負担とします。また、電気使用量を計るための子メーターについても設置事業者の負担にて設置するものとします。

(12) 実地調査等への協力義務

前記 (3) 及び (4) の履行状況を確認するため、沼津市が利用状況等についての実地調査を行うとき、又は関係資料の提出を求めたときには、設置事業者は沼津市に協力してください。

(13) 貸付物件の引渡し等

貸付物件は現況で引き渡しますので、飲料用自動販売機設置運営事業に必要な費用は設置事業者が負担するとともに、契約期間終了後は、沼津市の承諾がある場合を除き、原状に回復して返還してください。

4 入札参加申込書の受付期間、場所等

入札参加申込みは、必ず受付期間内に行ってください。期間が過ぎてからの提出は、入札に参加できません。

なお、申込みは、この募集要領の入札参加申込書の様式を使用し、入札心得書第 4 条に示す書類も一緒に提出してください。

(1) 受付期間

令和 7 年 6 月 13 日（金）から令和 7 年 6 月 26 日（木）まで（土曜日、日曜日、国民の祝日を除く）の午前 9 時から午後 0 時、午後 1 時から午後 5 時まで

(2) 受付場所

沼津市政策推進部地域自治課（沼津市役所 2 階）

〒410-8601 沼津市御幸町 1 6 番 1 号

(3) 受付方法

持参又は郵送により提出してください。（ファックス及び電子メールによる受付は行いません。）

郵送による提出は、書留郵便で受付期間内に受付場所に到着するようにしてください。

5 入札の日時等

(1) 入札執行の日時及び場所

日 時 令和7年7月10日(木)

物件番号	自7-1
時間	13時30分

場 所 沼津市御幸町16番1号 沼津市役所3階 入札室

(2) 入札方法

ア 本人又はその代理人が、入札書を提出してください。(代理人が入札に参加する場合は、委任状が必要になります。)

イ 電送及び郵送による入札はできません。

ウ 入札は、入札心得書第6条(3)に示す入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを入札執行場所に持参し、提出してください。

エ 入札は、募集要領に示す「入札書」等の用紙を使用し、入札書提出用封筒に入札書のみを入れて封かんし、入札箱に提出してください。

オ 入札書の提出後、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回はできません。

6 入札する貸付料率

売上金額に対する貸付料率(小数点以下第一位まで)を入札書に記入してください。

7 入札の無効

入札の無効事由に該当しないよう、ご注意ください。なお、詳細は入札心得書第8条(入札の無効)をご覧ください。

8 落札者の決定

入札書投入完了後、直ちに開札します。落札者の決定は入札心得書第10条に示すとおりです。

9 契約手続等

開札により落札者が決定したときは、落札決定を通知します。

(1) 契約の締結

契約締結は、落札決定の通知と共に送付する契約書(本募集要領の自動販売機設置場所賃貸借契約書)により、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内(土曜日、日曜日及び国民の祝日を含む。)に行うものとします。

契約締結は、沼津市が落札者とともに、契約書に記名・押印したときに確定します。

(2) 貸付料の納付

入札心得書第 15 条に示すとおり、沼津市指定金融機関等で納付していただきます。

納付額は、年間の固定額と、売上金額に対し落札した貸付料率を乗じて得た金額にそれぞれに消費税及び地方消費税に相当する金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）を加算した金額とします。ただし、貸付期間中の各年度において、その年度内の貸付期間が 1 年に満たないときの年間の固定額は、年間の固定額を 12 で除した金額に当該年度における貸付の月数を乗じて得た金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）とします。

(3) 契約保証金

契約保証金は免除します。

10 販売機設置の手続等

契約締結後、借受人は令和 7 年 9 月 1 日（月）から、貸付場所で飲料用自動販売機設置運営事業を開始できるよう、販売機設置のための準備を行ってください。

(1) 電気料金等

借受人は、貸付料のほかに、光熱水費の実費相当分を毎月支払うものとします。

(2) 販売機の設置

契約物件において既設の自動販売機はありません。

借受人は、令和 7 年 9 月 1 日に新設、営業開始できるように準備を行ってください。